

こんなところにとらぶるの芽 (No.86)

～ちょっと気になる消費生活情報をお届けします～



自転車利用中の対人賠償事故に備える保険に入っていますか

(更新：令和5年7月)

東京都では、令和2年4月1日から「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、都内で自転車を利用する場合には、自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険（以下「自転車保険」という）に加入することが義務となりました。

今回のとらぶるの芽では、自転車保険についての概要や加入する際のポイントなどについてお話しします。

●自転車保険の加入義務者と種類

自転車保険の加入義務者は、自転車利用者のほか、保護者（未成年の子供が自転車を利用する場合）、自転車を業務で使用する事業者、自転車貸付事業者（いわゆるレンタサイクルやシェアサイクル事業者）です。

保険の種類は、個人賠償責任保険とTSマーク付帯保険の2種類となります。

●個人賠償責任保険とは

個人賠償責任保険は、個人または同居の家族が、日常生活で誤って他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりしたことで生じた法律上の賠償責任を補償する商品で、各損害保険会社で取り扱っています。

また、個人賠償責任保険は、火災保険や自動車保険等の特約として付帯されているものが多くあります。

●TSマーク付帯保険とは

TSマーク付帯保険は、自転車安全整備店で購入または点検整備を行い、基準に合格した自転車に貼付される商品（保険期間は1年間）で、自転車の所有者に対する補償ではなく、TSマークが貼付された自転車に搭乗中の事故が補償の対象となります。

また、TSマークには、青色マーク（第一種）、赤色マーク（第二種）、緑色マーク（第三種）があり、付帯されている保険の補償内容が異なります。

第三種TSマーク (緑色マーク)	第二種TSマーク (赤色マーク)	第一種TSマーク (青色マーク)
止 期 [] 年 [] 月 [] 日 基本料 [] 円 [] 円 [] 円 (注1) 日本交通管理技術協会	止 期 [] 年 [] 月 [] 日 基本料 [] 円 [] 円 [] 円 (注1) 日本交通管理技術協会	止 期 [] 年 [] 月 [] 日 基本料 [] 円 [] 円 [] 円 (注1) 日本交通管理技術協会
(3.5×3 cm)	(3.5×3 cm)	(3.5×3 cm)

(引用元・公益財団法人日本交通管理技術協会ホームページ「TS マーク」)

●自転車保険への加入状況のチェック

自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険のご自身の加入状況を確認するには、以下の図を参考にしてください。



(引用元・東京都都民安全推進部ホームページ「自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等」掲載チラシより)

●安全な自転車利用のために

都内では、令和元年中の自転車事故は1万件を超えており、その中には高額な賠償事例もあります。

自転車事故を起こさないためには、交通ルールを守って自転車を利用することや、自転車に異常がないかを点検したり、付属品も含めてリコール製品ではないかを確認したりすることも大切です。

詳細については、以下のホームページをご覧ください。

○東京都都民安全推進部ホームページ・「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/kotsu/jitensha/seisaku-joyourei/jitensha-jourei/index.html

○東京都都民安全推進部ホームページ・「自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等」
https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/kotsu/jitensha/seisaku-joyourei/jitensha-jourei/0000001924.html

○公益財団法人日本交通管理技術協会ホームページ・「TS マークとは」

<https://www.tmt.or.jp/safety/index2.html>

○一般社団法人日本損害保険協会ホームページ・「損害保険 Q&A 自転車事故を補償する保険」

<https://soudanguide.sonpo.or.jp/body/q095.html>

